

『令和3年度税制改正大綱(6) 投資および所得拡促進税制』

投資促進および所得拡大促進税制は、特に手厚い支援内容となった。

【中小企業向け投資促進税制等】1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例:適用期限が2年延長され、年800万円以下の所得金額の法人には租特税率15%が継続される。2) 中小企業投資促進税制:○対象となる事業に、不動産業、物品賃貸業、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブその他の類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うもの)を追加 ○対象となる法人に商店街振興組合を追加 ○対象資産から、匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外 3) 中小企業経営強化税制:特定経営力向上設備等の対象に、経営資源集約化措置(仮)が記載された経営力向上計画(計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する計画)の実施に不可欠な設備を追加 ※2)、3)いずれも適用期限を2年延長

【中小企業における所得拡大促進税制】適用期限を2年延長し、給与等の支給額の増加割合の判定で用いる金額を「継続雇用者給与等支給額」から見直す。適用要件は「雇用者給与等支給額」が前年対比1.5%以上増加した場合とし、上乘せ措置についても「雇用者給与等支給額」の前年度比2.5%以上の増加が要件の一つとなる。



『期間延長、床面積要件を緩和 すまい給付金制度を改正—政府』

すまい給付金制度の改正が閣議決定された。国会で関連税制法の成立を待って実施される。内容は(1)対象となる住宅の引き渡し期限を、令和3年12月31日から令和4年12月31日に1年間延長(2)対象となる住宅の床面積要件を、50平方メートル以上から40平方メートル以上に緩和。対象となるのは、2年10月1日から3年9月30日までに注文住宅の新築について契約した人、および2年12月1日から3年11月30日までに分譲住宅・既存住宅の取得について契約した人。すまい給付金は、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担増を緩和するため、収入に応じ現金を給付する制度。改正前は、一律3年12月31日までに引き渡しを受け、入居した人が対象となっていた。今回、一定の期間に契約した人を対象に、引き渡し期限を延長し、床面積要件を緩和した。昨年12月、ポストコロナに向け、経済の持ち直しを確かなものとし、民需主導の成長軌道に戻していくため、令和3年度税制改正大綱に住宅ローン減税等の延長等が盛り込まれた。すまい給付金制度の改正はその一環。コロナ禍の収束がいまだに見通せない中、なお効果が限定的な所得層への救済を強化する。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます